

(均衡待遇) 通常の労働者と同視すべき要件に該当しないパートタイム・
有期雇用労働者に対する説明用

パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善措置の内容について

令和 5 年 4 月 1 日

熊本 太郎 様

事業所名 ○○株式会社 熊本支店

使用者職氏名 代表取締役 ○○ ○○

パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善措置の内容について、下記のとおりお知らせします。ご不明な点がありましたら、相談窓口までお問い合わせください。

1 通常の労働者との均衡待遇

待遇について、通常の労働者との間で不合理な待遇差を設けません。

2 賃金制度

基本給(昇給)・・・人事評価制度に基づいて勤務成績等を勘案して毎年4月に昇給を行う
賞与・・・7月、12月 人事評価により基本給の○か月分～○か月分を支給
通勤手当・・・正社員と同様に通勤距離片道2キロ以上の者に支給(賃金規定○条による)
リーダー手当・・・リーダーの役職に就いた者に対して月額○○円を支給

3 教育訓練

○○研修(入社初日から○日間実施。詳細は別途連絡します。)

4 福利厚生施設

給食施設： 無し
休憩室： 1階休憩室あり
更衣室： 1階休憩室と併用
いずれも利用可能

5 正社員転換措置

- 当社が正社員を募集する場合、求人票や求人広告を事業所内でも掲示する等の方法により周知し、当社で働いているパートタイム・有期雇用労働者に応募の機会を与える
- 当社で新たに正社員を社内公募する場合、その内容を事業所内でも掲示する等の方法により周知し、当社で働いているパートタイム・有期雇用労働者に応募の機会を与える
- 正社員への転換制度あり。詳細は就業規則 第 条
概要は以下のとおり
- その他 ()

【 相談窓口 】 ※説明を求めたことを理由とした不利益な取扱いを行うことはありません。
・担当者職氏名 総務課 課長 ○○ ○○
・連絡先 096-000-0000 kumamoto~@aaa.ne.jp

熊本労働局作成様式

【 パートタイム・有期雇用労働法 第14条1項 】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時は、速やかに実施する(※)雇用管理の改善措置の内容を説明することが義務付けられています。

※「雇用管理の改善措置の内容」

不合理な待遇の禁止、差別的取り扱いの禁止

賃金、教育訓練、福利厚生施設、正社員転換措置

雇用管理の改善措置の内容については、

資料を活用し口頭により行うことが基本です。

より望ましい取り組みとして、資料交付をご検討ください。

その際はこの様式をご活用ください。

【 パートタイム・有期雇用労働法 第12条 】

通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)については、パートタイム・有期雇用

いずれかにチェックを付けて下さい。